法務省及び大田原市の資源を活用した地域活性化及び再犯防止推進事業に係る 情報提供依頼(RFI)実施要領

1 総則

(1)目的

法務省及び大田原市は、市の課題や特性を踏まえた地域活性化及び再犯防止推進のため連携し、法務省が所有する黒羽刑務所(令和4年3月31日廃庁)や、大田原市の廃校となった小学校の校舎等を利活用する事業(以下「本事業」という。)を実施することを検討している。事業の実施主体として、民間事業者に関与させることで、民間の持つ多種多様なノウハウ・技術等を活かした効率的かつ効果的な事業展開を目指すこととしている。

今般、本事業の実施主体となる民間事業者等を公募する前段階として、公募内容を検討するに当たり、様々な専門知識やノウハウを有する事業者から実用性の高い情報の提供を受けることが有効であると考えられることから、本事業に関心のある事業者等からの情報や意見等の提供依頼(情報提供依頼(Request for Information)。以下「本RFI」という。)を行うものである。

(2) 本事業のコンセプト

本事業では、「再生・ウェルビーイングハブ(仮)~循環型社会・QOL向上に向けた協働・実践拠点~」というコンセプトを掲げ、全体の活用を進める。事業対象地は、地域内外の人々による循環型社会の実現・QOL向上に向けて、市民、受刑者、企業等がそれぞれ持つアイデアを試し、チャレンジを繰り返す場として機能することを想定する。同時に、国、地方自治体、企業及び金融機関等が連携を図り、共感型情報発信を行うことにより、新たなステークホルダーや事業を呼び込みつつ、再犯防止の裾野を広げながら、受刑者の改善更生や地域の人口減少、廃校活用等の地域課題を解決することを目指す。

(3) スケジュール

ア 黒羽刑務所

本RFI後、本事業を実施する事業者等を公募することを予定している。 具体的には、本RFIにより事業者等から提供された情報・意見等を踏ま え、法務省において本事業の活用方針を決定し、これに基づき、公募を行 う。

公募により提案された企画内容については、法務省や関係機関等で、実 現性、持続可能性、事業効果等を総合的に審査し、候補事業を決定すると ともに、当該候補事業を提案した事業者を優先交渉権者として選定する。

イ 旧須佐木小学校

本依頼により情報・意見等を提供した事業者に対して、大田原市有財産 活用民間提案制度の規定に基づく活用提案を求め、実現性、持続可能性、 事業効果等を総合的に審査のうえ活用事業者を特定し、契約を締結する。

(4)注意点

- ア 本書内で用いる言語、通貨、計量単位、期間については、それぞれ日本語、日本円、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるもの、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)で定めるところによるものとする(ただし、別途、特別の記述がある場合を除く。)。
- イ 本書に記載された内容は全て本書発行日現在で法務省及び大田原市において想定している限りの情報等に基づくものであり、現状等の事実関係について、正確性が保証されていないことに留意すること。
- ウ 本書は、本事業の詳細の検討を行うにあたっての基礎資料を整備するために資料の提供を依頼するものであり、今後のスケジュールを含め、本事業の実施そのものについても、保証するものではない。
- エ 本書は総合評価やプロポーザルの方式による企画提案に該当するものではないため、本依頼に基づく情報・意見等の提供の有無は、今後予定している本事業の実施主体の公募において何ら影響するものではない。
- オ 本書に係る情報提供の実施に要する一切の費用は、各情報提供者の負担 とする。
- カ 提供された資料の所有権は法務省及び大田原市に移転するものとし、原 則として返却はしない。
- キ 黒羽刑務所に係る本RFIの提出情報については、国の施策との関連性 等の検討や土地の使用許可に係る諸準備に必要となるため、秘密保持義務 を遵守した上で、法務省及び財務省に共有することを予定している。

また、旧須佐木小学校に係る本RFIの提出情報についても大田原市において、秘密保持義務を遵守した上で、関係機関等との情報を共有することを予定している。また、黒羽刑務所及び旧須佐木小学校に係る本RFIの別紙様式において示した部分の情報については、該当箇所を各事業者に確認した上で、その一部又は全部を公開する場合がある。

2 事業の背景

(1) 法務省が所管する栃木県大田原市にある黒羽刑務所は、昭和46年に、当時の小菅刑務所及び宇都宮刑務所の廃庁に伴い、先進の処遇を実現する新たな刑務所として開庁して以来、約50年間、地域住民等から支援を得ながら、受刑者の再犯防止、改善更生・社会復帰に取り組んできた。刑事施設の収容人員の減少、施設の老朽化等の理由から令和3年度末で廃庁となる。

黒羽刑務所の跡地については、継続して法務省において利用することを検討し、所在する大田原市や栃木県、再犯防止策や地方創生等の社会課題の解決に関心のある民間企業等と意見交換を実施してきた。その結果、今後、地元のニーズを踏まえつつ、同所の跡地を活用して、再犯防止と社会課題の解決に取り組む事業を推進する方向性で一致し、広くニーズ調査を実施することとなった。

(2) 大田原市は、財政負担の軽減・平準化、今後の少子高齢化・人口減少による利用状況の変化への対応や老朽化等による公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うため、「大田原市公共施設等総合管理計画」を平成28年に策定した。

公共施設のうち、特に本調査において対象としている廃校については、大田原市においても全国的な傾向と同様に児童生徒数が減少していることから、大田原市立小中学校再編整備に関する答申書(平成26年5月26日答申)に基づく小中学校の再編整備等により、今後も廃校の発生が見込まれる。

また、平成31年1月の市役所新庁舎が完成に伴う各部局の集約化により、 利便性の向上・効率化が図れる一方、以前使用していたスペースの有効活用 が求められる。今後の効果的な公共施設再配置を検討する上で、更なる遊休 施設が発生する可能性もある。

このような状況下、具体的な利活用方針が定まっていない施設について、 事業立案の前段階から、多様なノウハウ・手法を持つ民間事業者等により利 活用の可能性や市場性の有無など幅広い意見をいただくことで、より効果的 な事業検討を行い、地域課題の解決につなげたいと考えている。

3 活用対象施設

(1) 黒羽刑務所

黒羽荆務所	
面積	【敷地面積(全体)】
	208, 123m ²
	(北半分:国エリア、南半分:事業エリア)
	【事業エリアの主な建築物等】
	①第8職業訓練棟 1, 769㎡
	②第5収容棟 1, 684 m ²
	※1階 共同室:24室
	2階 単独室:72室
	③浴場棟 2 1 9 m ²
	④南運動場 約7,000㎡
	⑤教室棟 200㎡
	⑥運転コース 約7,300㎡
	⑦建物跡地1 約5,800㎡
	⑧建物跡地2 約5,500㎡
住所	栃木県大田原市寒井1466-2
アクセス	JR 那須塩原駅まで約10km
	東北自動車道 那須 I Cまで約15km
道路	栃木県道342号中田原寒井線
用水・排水	現在井水を使用しているが、受水槽及び浄化槽のタン
	ク容量等の問題から、使用中止等を検討しているため、
	一定期間使用できないなどの問題が想定される。
	詳細については法務省に問い合わせること。
電力	提案事業者において別途契約する必要あり。
インターネット	提案事業者において確認を要する(整備の可否を含
	む)。
年間使用料	現在、正確な使用料について算定中であり、決定次第
(参考)	伝達する。
備考	• 都市計画区域外。
	全体敷地の北半分については国の訓練施設として活
	用する。
	・ ⑦及び⑧の建物跡地については現在更地であり、砂
	地である。
	・一部他事業者が使用している部分あり。
	・建物を使用する場合には、各種法令による点検は提
	案事業者の費用により実施する必要あり。

(2) 旧須佐木小学校

面積	1, 266 m ²
住所	栃木県大田原市須佐木540
アクセス	中心市街地まで車で30分
	JR西那須野駅まで車で35分(約25㎞)
	JR那須塩原駅まで車で30分(約21㎞)
道路	国道461号
	栃木県道13号大子黒羽線
用水・排水	あり
電力	あり
インターネット	提案事業者において確認を要する(整備の可否を含
	む)。
年間使用料	大田原市行政財産使用料条例又は大田原市有財産の交
(参考)	換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定を適用し決
	定する。
備考	•建築年月:昭和43年12月
	• 廃校年月: 平成23年3月
	• 都市計画区域外
	・屋上は民間事業者に貸し出しており、太陽光発電パ
	ネルが設置されている(令和16年度までの契約。
	更新を可能とする条項あり)。
	・運動場用地(グラウンド)及び屋内運動場について
	は、市から地元住民等に貸し出している。
	・屋内運動場については、災害時の避難場所となって
	いる。
	・近隣には、臨済宗妙心寺派の名刹雲巌寺がある。

4 前提条件

(1) 各種法令等に関する事項

情報提供に当たり、各種法令等の規制及び活用方針に留意すること。

[関連する法令等の例]

- 農地法
- 景観法
- 建築基準法
- · 栃木県環境基本条例
- ・栃木県生活環境の保全等に関する条例
- 栃木県環境基本計画
- ・大田原市の豊かで美しい環境を守り、創造し、後世に引き継ぐ条例 等
- (2) インフラ供給等に関する事項

事業に必要なインフラ供給について、既存設備により供給可能なものは、 黒羽刑務所については法務省と、旧須佐木小学校については大田原市と事 前協議のうえ、有償により使用可能とするが、それ以外のインフラ供給設 備(想定供給量等を超える場合を含む)については、提案事業者の負担に より整備することになる。

- (3) 黒羽刑務所跡地の活用に関する事項
 - ア 黒羽刑務所跡地を実際に使用するに当たっては、国有財産法に基づき、 土地の使用許可を取得する必要がある。今後、公募によって事業者から 事業提案を受け付け、事業内容を確定した上で、使用許可を取得した後、 選定された事業者が当該土地を活用することになる。その際、国から当 該事業者に対し、使用する土地の面積等に応じた使用料の支払いを求め ることとなる。
 - イ 原状回復が可能な方法で使用することとする。
 - ウ その他、刑事施設という事情から配慮・留意する必要がある事項については、事業内容に応じ、個別に法務省と調整することになる。
- (4) 旧須佐木小学校の活用に関する事項
 - ア 旧須佐木小学校を実際に活用するに当たっては、大田原市有財産活用 民間提案制度実施要綱の規定に基づき、提案者として特定されたのちに、 大田原市と契約を締結する必要がある。契約後、大田原市から当該事業 者に対し、大田原市行政財産使用料条例又は大田原市有財産の交換、譲 与、無償貸付等に関する条例の規定に基づき、使用する建物、土地の面 積等に応じた使用料、光熱水費等の支払いを求めることとなる。
 - イ 原状回復が可能な方法で活用することする。
 - ウ その他、旧須佐木小学校の活用に関し必要な事項は、大田原市と個別 に調整することになる。
- (5) その他

- ア 本RFIについては、黒羽刑務所跡地又は旧須佐木小学校を活用し、 再犯防止推進又は地域活性化に資する事業に関する情報について提供を 求めるものである。
- イ 本事業の対象施設としては、①黒羽刑務所跡地及び②旧須佐木小学校 であるが、本RFIの段階においては、どちらかいずれかを対象とした 情報提供となっても差し支えない。
- ウ 本事業については、①については再犯防止推進を、②については地域 活性化に資する事業を実施するものであるが、本RFIの段階において は、どちらかいずれかに資する事業に関する情報提供となっても差し支 えない。
- エ 地域活性化に資する事業については、別添インフォメーションパッケージ(後述)等に掲載されている内容等に基づき、大田原市の特性や課題等を踏まえた情報を提供すること。
- オ 再犯防止推進に資する事業については、本RFIの段階において特段制限はないが、受刑者による作業の実施、受刑者に対する職業訓練や就労支援の実施等といった、刑務所に収容されている受刑者又は刑務所からの出所者に対する再犯防止推進に関するものが望ましい。

5 参考情報の提供

(1) 現地見学

黒羽刑務所跡地又は旧須佐木小学校について現地見学を希望する場合は、下記記載のそれぞれの問合せ先に事前に連絡すること。

- (2) 大田原市に関する情報
 - 別添のとおりインフォメーションパッケージを示すので、情報提供に おいて参考にされたい。
 - 本実施要項及び別添インフォメーションパッケージ以外の情報については、法務省ホームページ及び大田原市ホームページの以下URLにおいて適宜追加する。
 - ≪法務省ホームページ≫

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei07_00020.html

≪大田原市ホームページ≫

https://www.city.ohtawara.tochigi.jp/

○ その他情報や本実施要項等に関する問い合わせについては、提出期限 内において適宜受け付けるものとする(問い合わせ・回答方法等につい て特段指定しない。)。

6 情報提供の方法

(1)提出様式・方法

事業テーマ名、事業の内容、活用対象施設、地域活性化や再犯防止推進 に資する点、事業の持続可能性、事業展開のための資本等について、別紙 様式(情報提供書)に記載の上、電子データをメールにて送付すること。

(2)提出先

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係(担当:金子)

メールアドレス: f.kaneko.75k@i.moj.go.jp

(3)提出期限

令和4年3月22日(火)午後5時(必着)

(4) 問合せ先

ア 黒羽刑務所跡地に関すること

法務省矯正局成人矯正課官民協働企画係(担当:金子)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

TEL: 03-3580-4111 (内線2557)

FAX : 03-3592-7393

イ 旧須佐木小学校に関すること

大田原市総合政策部政策推進課政策推進係(担当:竹内、猪瀬)

〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1

TEL:0287-23-8793 (内線617)

FAX : 0 2 8 7 - 2 3 - 8 7 4 8